平成２６年（家）第５１１６号
本籍東京都渋谷区宇田川町28番地、最後の住所東京都品川区戸越６丁目７番21号　反町アパート304号
不在者　塩田　裕康
昭和26年３月１日生
平成27年１月31日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第５４４７号
本籍東京都新宿区馬場下町41番地、最後の住所東京都新宿区原町３丁目33番地
不在者　木村　妙子
昭和５年10月21日生
平成27年２月４日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第６５７１号
本籍東京都葛飾区新小岩２丁目873番地、最後の住所東京都葛飾区新小岩３丁目９番１号
不在者　春日　久枝
昭和39年５月11日生
平成27年１月31日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第６２２号
本籍青森県弘前市大字藍内字関ケ平44番地１、最後の住所東京都武蔵村山市榎３丁目51－２サウスウィンド103号室
不在者　今　　繁美
昭和26年３月４日生
平成27年２月３日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２６年（家）第９６６号
本籍福島県河沼郡湯川村大字櫻町字窪田甲1049番地、住所東京都府中市武蔵台２－15－８府中荘
申立人（失踪者）　兼子　　誠
昭和24年４月29日生
平成27年２月６日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１３６号
札幌市東区北31条東６丁目２番12号
債務者　株式会社インパクト
代表者代表取締役　寺下　隆通
１　決定年月日時　平成27年２月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　祖母井里重子
４　破産債権の届出期間　平成27年３月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月19日午後３時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１３２８号
東京都港区六本木４丁目１番９号
債務者　湖雲寺
代表者代表役員　高山　禎之
１　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　三郎
４　破産債権の届出期間　平成27年３月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４２１号
茨城県笠間市中央３丁目６番17号
債務者　有限会社苅部商事
代表者代表取締役　苅部　文男
１　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　憲生
４　破産債権の届出期間　平成27年３月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月15日午前11時50分
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第５０号
京都市西京区桂上野北町65番地
債務者　有限会社角野商店
代表者代表取締役　角野　康男
１　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　後藤　美穂
４　破産債権の届出期間　平成27年３月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月３日午後１時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号
佐賀県唐津市原1525番地５
債務者　有限会社相葉合金所
代表者代表取締役　相葉　　等
１　決定年月日時　平成27年２月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田坂　　茜
４　破産債権の届出期間　平成27年３月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月19日午後２時
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第１１号
鳥取県鳥取市千代水２丁目136番地３
債務者　有限会社太田設備工業
代表者代表取締役　太田　　勉
１　決定年月日時　平成27年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　淺井　浩二
４　破産債権の届出期間　平成27年３月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月14日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第６８号
福岡市博多区井相田３丁目３番21－２号
債務者　たこやき太郎こと　寺迫　範章
１　決定年月日時　平成27年２月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金崎　智久
４　破産債権の届出期間　平成27年３月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月14日午後２時15分
６　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１９号
群馬県高崎市田町75－１　グリーンミユキ高崎802号、住民票上の住所東京都豊島区東池袋３丁目22番21－1003号
債務者　谷本　徹也
１　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　坂本　正樹
４　破産債権の届出期間　平成27年３月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月13日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第６１６号
仙台市青葉区国見１丁目１番10号
債務者　鶴田春美こと　金　　春美
１　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今泉　裕光
４　破産債権の届出期間　平成27年３月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月18日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成27年４月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１５３号
札幌市西区宮の沢１条４丁目７番11号
債務者　林田　直樹
１　決定年月日時　平成27年２月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川崎久美子
４　破産債権の届出期間　平成27年３月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午前10時
６　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２７号
宮城県遠田郡美里町北浦字米谷78番地　ＹｏｕＨｏｕｓｅ　Ｂ棟、従前の住所宮城県大崎市田尻大沢字南谷地中45番地１
債務者　安部　健一
１　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　庄司　智弥
４　破産債権の届出期間　平成27年４月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月14日午前10時25分
６　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係